

第6 行政による防除指導取組みの経過

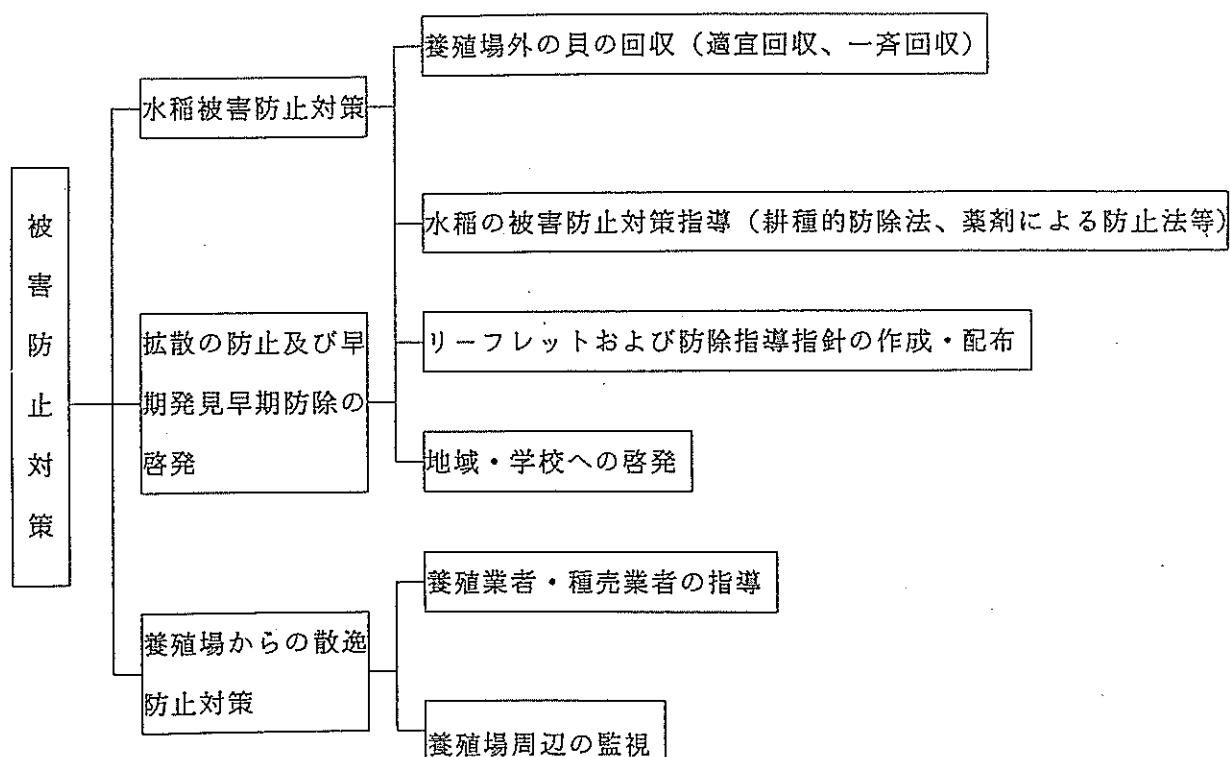
1 国における取組み

農林水産省では、植物防疫法上の有害動物に指定して（59年12月）輸入禁止措置を講ずるとともに、適切な防除対策をとるよう各県に通知しました（農水省通知「ジャンボタニシによる被害防止対策について」（59年12月））。

2 本県における取組み

（1）病害虫等防除推進事業—ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）対策：（昭和61～平成元年度）

本県では、昭和61年度より4年間、県単独事業「病害虫等防除推進事業」の中で防除対策に取組み、貝の拡散防止・早期発見・早期防除を啓発するとともに、それまでに確立した防除法による水稻の被害防止対策を指導しました。事業内容については、以下のとおりです。



事業の中で、県、市町村及び農協等を中心に発生実態調査、被害状況調査を行うとともに、リーフレット等の防除指導資料の作成、防除講習会の開催による野生化地域での防除指導の推進を図りました。また、広報等により貝及び卵塊の一斉回収、一般県民に対する家庭等での飼育や野

生化地域からの持ち去り及び釣り餌等への使用の禁止を呼びかけ、発生地域の拡大の防止を図るとともに、養殖業者に対する管理の徹底、監視等の対策を行いました。

(2) 抜本的な防除対策の研究（昭和 62～63 年度）

一方、抜本的な防除対策を確立するため、昭和 62 年度より、農業試験場、水産試験場、衛生環境センターによる共同研究を開始し、その生態解明とともに、防除対策試験に取組み、有効な薬剤の検索を行うと同時に、耕種的、物理的手段を含めた防除技術の確立を図りました。（防除試験の成果については「第 4 防除対策」及び「第 5 防除試験と展示圃成績」の項を参照下さい。）

(3) 有害動物防除技術推進事業（平成 2～4 年度）

試験研究機関における基礎試験により確立した防除技術を踏まえた総合的な防除対策を現地に推進するため、平成 2 年度より「有害動物防除技術推進事業」（国庫補助事業）により発生地域における組織的な防除対策の推進を図ることとしました。事業内容については、以下のとおりです。

ア スクミリンゴガイ対策協議会の設置

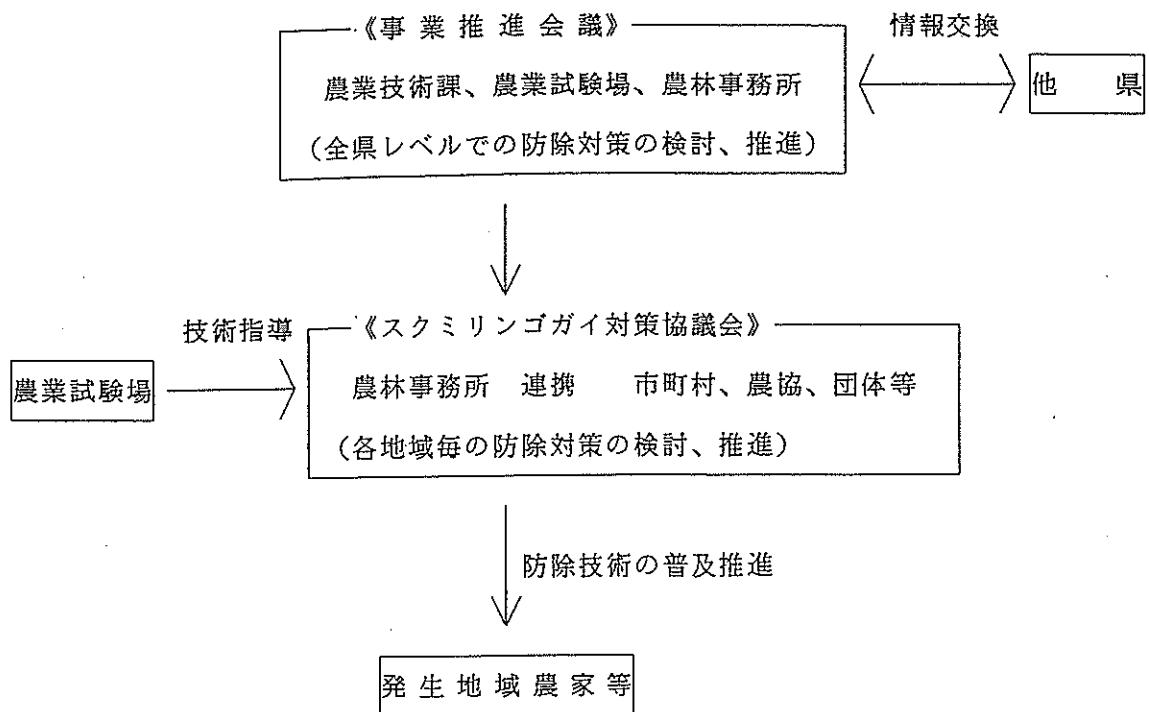
組織的な防除を推進するために、各農林事務所毎に関係市町村、農協、団体等をまとめて対策協議会を設置し、防除対策の検討や技術推進を行う。

イ 防除技術の普及推進

対策協議会が中心となり、防除技術の普及推進を図る。

- (1) 講習会の開催、防除資料（リーフレット、パンフレット等）の配布による啓発
- (2) 防除対策の指導、現地展示圃試験による防除技術の現地検討
- (3) 発生状況調査、地域一斉防除の推進

ウ 事業の概要



本事業において、現地展示圃実証試験により、試験場における防除技術の実用化上の問題点の解決を図るとともに、対策協議会を中心に各地域に応じた防除対策の推進を行いました（展示圃試験成績については、「第5 防除試験と展示圃成績」を参照下さい）。

(4) 今後の防除対策

これまでの防除対策により、スクミリンゴガイによる被害の拡大は抑えられていますが、発生地域及び発生量は依然として拡大する傾向にあり、今後もひき続き、各地域主導による組織的な防除活動を推進していくことが必要です。

ア 現在発生が多い地域（焼津市、藤枝市、大井川町、吉田町等）

－試験場及び現地展示圃実証試験の成果をもとに地域全体の一斉防除を徹底して行う。

イ 新たに発生しつつある地域

－講習会の開催、資料等の配布により、各農家に防除を徹底させる。